

研究室に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人政治経済研究所（以下、「本研究所」という。）の定款第49条第2項の規定に基づき、本研究所の研究室の設置・解散、運営方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置要件)

第2条 研究室は、以下のa～bの要件をもって設置するものとする。

- a. 原則として複数の研究員が共同して研究調査を行うこと。
- b. 原則として本研究所の主任研究員が研究室の室長であること。ただし代表理事が特別に必要と認めた場合はこのかぎりではない。

(規律)

第3条 研究室の室長および構成員は、本研究所が定める「研究員行動規範」及び「研究活動に係る不正防止に関する規程」を遵守し、社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第4条 研究室は、定款第5条が定める本研究所の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 内外の政治・経済・社会・文化の状況に関する調査研究と資料収集
- (2) 調査研究の成果の公開並びに刊行
- (3) 研究会、講演会、講習会、展示会等の開催
- (4) その他公益に寄与する情報発信、政策提言等

2 研究室の室長は研究委員会の了承を得て、研究室主催で開催する研究会を広く公開することができる。

(構成・設置期間)

第5条 原則として、研究室は本研究所の主任研究員、一般研究員、客員研究員により構成するものとする。設置する際には、原則として主任研究員が室長に就任しなければならない。なお、室長は以下のa～cの書類を毎年3月31日までに研究委員会に提出しなければならない。

- a. 研究・調査成果報告書
- b. 研究室更新届
- c. 研究室構成員一覧表

2 研究室の設置期間は、年度ごとの更新とする。前項で規定されている各書類が提出された際に、特に問題がなければ更新を承認することとする。

3 研究委員会は、研究室設置状況を理事会に報告する。

(事業運営費)

第 6 条 本研究所が毎年度募集するプロジェクト研究費配分に申請して得られた研究費を事業運営費にあてることができる。

(新規設置手続き)

第 7 条 本研究所の主任研究員は、倫理規定を遵守し、研究調査実績・能力等を有し、かつ本研究所の公益事業に寄与すると認められる研究室を新規に設置するよう理事会に申請することができる。

2 設置を希望する申請者は、研究室新規設置申請書、新規設置申請理由書、新規研究室構成員一覧表等を理事会に提出する。

3 理事会は、提出された書類が研究室の設置についての必要要件を満たしていることを確認した後に、申請された研究室設置の審査を研究委員会にゆだねる。

4 研究委員会は、申請された研究室設置の可否について、提出された資料に基づいて審査し、その結果を理事会に答申する。

5 審査に当たっては、研究室新規設置申請書、新規設置申請理由書、新規研究室構成員一覧表等に記載された設置理由の内容を審査する。さらに、研究室新規設置申請書、新規設置申請理由書、新規研究室構成員一覧表等を参考にしつつ、申請された研究室の研究調査を実行できる能力、本研究所への寄与の期待度なども検討する。

6 研究委員会は、必要に応じて、申請者との面談、構成員の著書・論文等の提出などを求めることができる。

7 理事会は、研究委員会の答申に基づき、研究室の新規設置の可否を決定する。

8 理事会で研究室の新規設置が決定された申請者に対して、代表理事の承認を得た後に、代表理事名ですみやかに辞令を交付する。

(活動停止・解散)

第 8 条 研究室の室長、構成員が違法行為、著しく道義に反する行為など本研究所の社会的信用を著しく傷つける行為を行った場合には、理事会は、審議の後、決議により当該研究室の活動停止、もしくは解散をさせることができる。

2 本規程第 5 条で規定されている各書類が 2 年続けて提出がない研究室については解散したものとみなすことができる。

3 研究室の活動停止および解散は、研究委員会がその旨を理事会に答申し、理事会で決定することができる。

(規程の改正)

第 9 条 本規定は、必要と認められた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し提出書類の書式など実務的に必要な事項を代表理事が定めることができる。

附 則

この規程は、2022 年 3 月 17 日から施行する。